



税制調査会資料  
平成29年11月27日  
経済局 誘致推進課

# 企業立地促進条例の改正について

## 〈目次〉

# 企業立地促進条例の改正について

- I 改正のポイント
- II 次期企業立地促進条例の全体像
- III 新たなテナント型支援の概要

# I 改正のポイント

## I 改正のポイント(方向性)

### ◇ 適用期間の延長

引き続き、市内に企業や大規模投資を呼び込んでいくため、**適用期間を3年間延長**（平成30年度～32年度）

### ◇ 効果的なインセンティブとなるよう制度を見直し

企業立地を取り巻く環境の変化・大規模なまちづくりの動きなどを踏まえ、**効果的なインセンティブ**となるよう、**制度の見直し(強化)**を行う

## I 改正のポイント(概要)

1 関内の業務機能強化 (インセンティブ拡充・特性に応じたメニュー創設)

2 研究開発機能立地への支援強化

3 工業集積の維持・機能転換の促進 (工業系エリアの機能強化)

4 特定地域外への優良企業の立地を逃さない制度創設

5 テナント企業誘致の強化 (助成金から税軽減への転換)

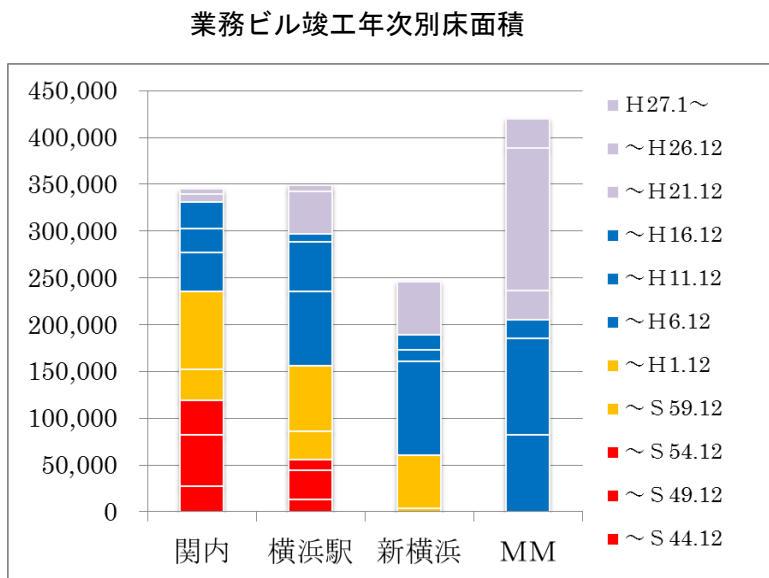
6 取得型支援の枠組みの変更 (中小企業への支援強化)

# 1 関内の業務機能強化(大規模なインセンティブの拡充)

## 関内周辺地域

- ① 市庁舎移転を契機に、関内エリアの業務機能の再生・強化を強力に促進していくため、みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域と同規模の**上限50億円（助成率12%）**の支援規模を設定。
- ② ベンチャー企業や成長産業の企業集積等、関内の魅力・強みを生かしたまちづくりを進めていくため、受け皿となる賃貸ビルの建替えや低未利用地への新築及び耐震改修等に対する支援制度を創設。

改正の内容	
① 本社、研究所の立地に対する支援	
<上限額>	20億円 → 50億円
<助成率>	8% → 12%
② 賃貸ビルの建替え・新築、耐震改修等への支援 (関内周辺地域限定)	
<要件>	一定割合以上を新規進出企業に賃貸
<上限額>	建替え・新築20億円、耐震改修等10億円
<助成率>	12%



(民間不動産会社資料を基に経済局作成)

## 2 研究開発機能立地への支援強化

### 業務系地域

- ① みなとみらい21地域等で研究開発拠点の投資が進む一方で、テナント型の研究開発拠点の進出については、市内に賃貸施設が不足しているため、市外に逃している状況。  
積極的に市内立地を促進するため、**賃貸型R&D施設の立地**に対する支援を創設。
- ② オープンイノベーションによる新たなビジネスの創出を促進するため、本社・研究所等の建設・取得について、その一部に市内企業等との交流スペースやベンチャー企業誘致床等を整備する場合は新たに支援対象とする。

### 改正の内容

- ① 一定の要件（天井高・床荷重等）を備えた賃貸型R&D施設の立地に対する支援（業務系地域のみ）
  - <要件> 一定割合以上を新規進出企業に賃貸すること
  - <上限額> MM・横浜駅・関内:50億円  
新横浜・港北ニュータウン:20億円
  - <助成率> MM・横浜駅・関内:12%  
新横浜・港北ニュータウン:8%
- ② 他社に貸し出す交流スペースや、ベンチャー企業誘致床等の整備に対する支援
  - <要件> 自社の本社・研究所等の建設・取得を行う場合

横浜ビジネスパーク



ジャーマンインダストリーパーク



○基準階面積 1,000.00m<sup>2</sup> ○延床面積 9,500.00m<sup>2</sup>  
横浜市が整備した白山ハイテクパーク内に設置。  
オフィスと研究所・工場・倉庫用施設を一体的に使用できることが特徴。



ジャーマンインダストリーパーク(緑区白山1-18-2)



## 進出企業の例

### ○BASFジャパン株式会社(オフィス+工場+ショールーム)

ドイツに本拠を置く世界最大の総合化学メーカー「BASF」の日本法人

### ○アトテックジャパン株式会社(オフィス+テクニカルセンター)

プリント基板めっき用薬品のシェア世界トップクラスの化学工業メーカー(仏トタル社傘下)

### ○日本カバ株式会社(オフィス+工場+ショールーム)

セキュリティ製品事業を展開するカバ・グループ(スイス)の日本法人

### ○トルンプ株式会社(オフィス+ショールーム)

レーザ技術、エレクトロニクス等のハイテクノロジー企業TRUMPF(ドイツ)の日本法人



### 3 工業集積の維持・機能転換の促進(工業系エリアの機能強化)

#### 工業系地域

- ① 内陸部の工業集積地域で急速に住工混在が進んでいるため、既存の中小企業が継続して操業できるよう、工業系エリアの支援対象地域を**工業集積地域全域**に拡大。
- ② 企業のグローバルな事業再編等の動きの中で、大規模工場については市内から撤退する動きがあるため、今後も本市への定着が大きく期待できる**マザー工場**の立地・機能転換に対する支援を強化。

#### 改正の内容

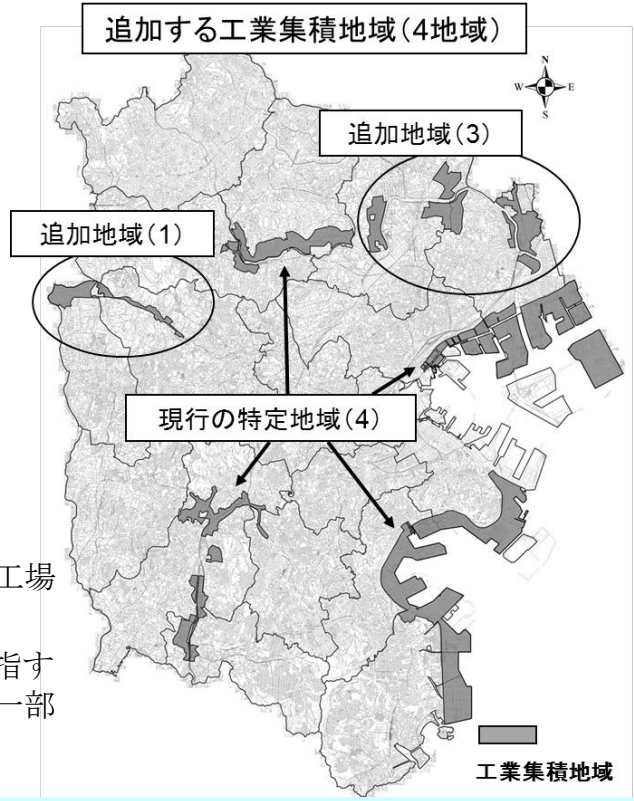
- ① 支援対象エリア(工業系の特定地域)の追加  
＜旧＞ 4地域 → ＜新＞ 8地域
- ② 「マザー工場」については助成率を2%上乗せ  
＜助成率＞
  - ・京浜臨海部・臨海南部 工場10% → マザー工場:12%
  - ・その他の工業系地域 工場 8% → マザー工場:10%

#### ・マザー工場

製品または生産技術の開発、試験及び試作品の製造等を行う研究開発機能を有する工場

#### ・工業集積地域

工業集積度が高く、今後とも都市機能と調和を図りつつ工業集積の維持・高度化を目指す地域。都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域又は工業専用地域の各一部からなる。



## 4 特定地域外への優良企業の立地を逃さない制度創設

### 特定地域外の特例

特定地域内の開発エリアが限定的となっている中で、特定地域外で優良な企業立地の動きがあった場合、これを逃さないため、特に高い経済効果(※)が認められる場合、**特定地域外の事業計画も支援対象とする枠組みを創設。**

#### 改正の内容

- ◆ 特に高い経済効果※が認められる場合に限り、特定地域外の事業計画も支援対象とする。  
(取得型のみ)
  
- ※ 市内雇用50人以上増加・市外からの新規進出機能・経営状況(経常利益)等の要件を付加。  
前提として、地区計画等との整合性や法令等の規定により立地が認められる場合に限る。
  
- <支援対象> 本社・研究所・工場・賃貸研究所・賃貸工場
- <上限額> 10億円
- <助成率> 8%

## 5 テナント企業誘致の強化(助成金から税軽減への転換)

### テナントへの支援内容

都内におけるオフィス床の大量供給や税制改正(法人市民税の一部国税化)の動きに対応して、テナント企業誘致を強化

- ① 「納付後の助成金」から「申告(納付)時点の税軽減」への転換により、支援を早期化
- ② 法人市民税の一部国税化により、支援額(法人市民税額(法人税割額))が減少することを踏まえ、支援期間を1年延長。

(※)税制調査会への諮問事項

#### 支援の内容と期間

##### 【現行】

##### <助成金>

- ・ 法人市民税の申告納付後に相当額(法人税割額)を助成金として交付(キャッシュバック)
- ・ 助成期間:3年または4年



##### 【改正案】

##### <税軽減>

- ① 法人市民税の申告で軽減(法人税割額)(納付不要)
- ② 軽減期間:4年または5年(1年延長)

## 6 取得型支援の枠組み変更(中小企業への支援強化)

### 建設・取得への支援内容

取得型のインセンティブ効果をより高めるため、支援の助成金への一本化等、枠組み変更を図る中で、中小企業に対する支援を強化

- ① 「固定資産税・都市計画税の軽減」を廃止し「助成金」に一本化。
- ② 中小企業は1億円以上の投資額から助成金を交付。  
税軽減(固・都税の税率を1/2)から変更することにより支援拡充。
- ③ 大企業は最低投資額を現行の10億円から50億円に引き上げ、本市への定着が見込まれる大規模投資を促進することを明確化。

#### 支援対象と位置付ける投下資本額及び支援内容

##### 【改正前】

- 中小企業  
1億円以上:税軽減  
5億円以上:税軽減+助成金
- 大企業  
10億円以上:税軽減  
50億円以上:税軽減+助成金



##### 【改正案】

- 中小企業  
1億円以上:助成金
- 大企業  
50億円以上:助成金

## Ⅱ 次期企業立地促進条例の全体像

平成32年（2020年）をターゲットに高まっている企業の投資意欲や事業  
拡張の動き、市内のインフラ整備や開発事業の促進と連動する期間設定。



次期条例の適用期間は

「平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）の3年間」

とする。



# 対象地域(特定地域)

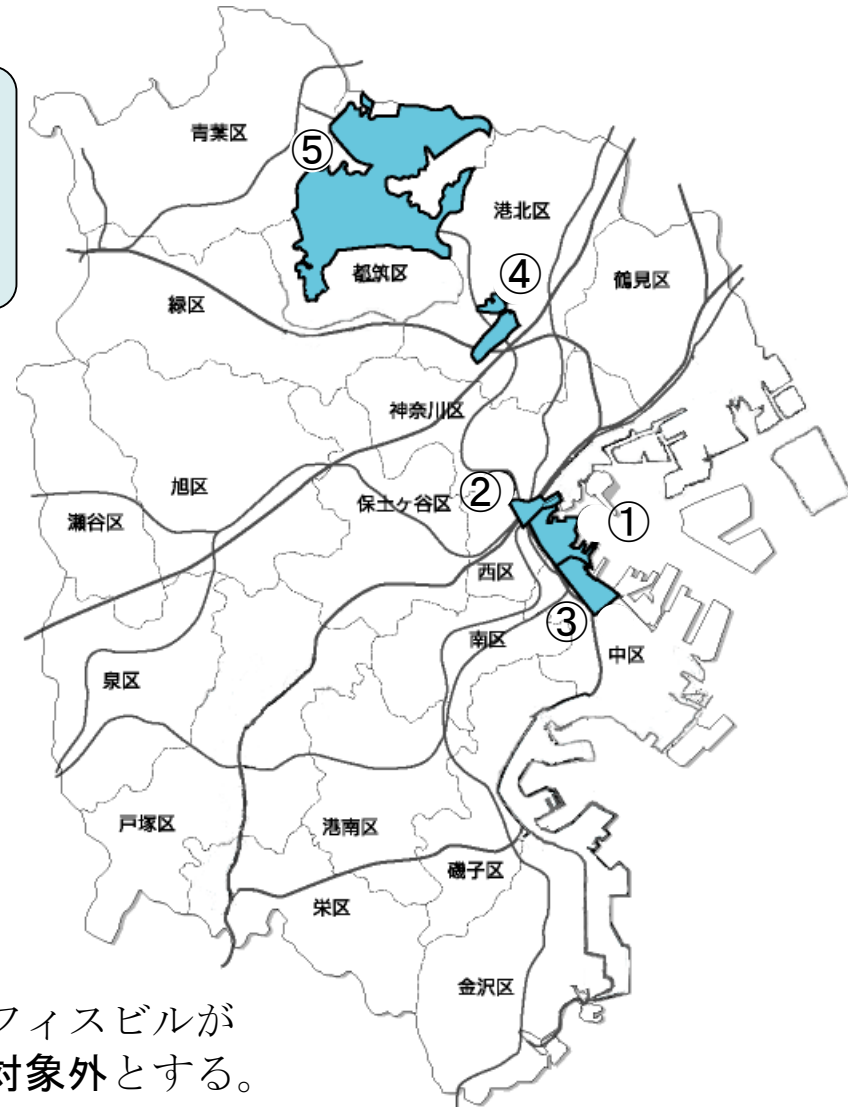
## 特定地域

大規模な動きを進めていく必要があり、  
 条例のインセンティブにより  
 企業や投資の呼び込みを強力に進めるエリアを  
**特定地域（業務系地域・工業系地域）**として設定

### 特定地域(業務系)

業務系地域	取得型	テナント型
① みなとみらい21地域	○	○
② 横浜駅周辺地域	○	○
③ 関内周辺地域	○	○
④ 新横浜都心地域	○	○
⑤ 港北ニュータウン地域	○	—

【改正点】 本社等の立地を誘導する大規模な賃貸オフィスビルがないため、**港北ニュータウン地域はテナント型の対象外とする。**



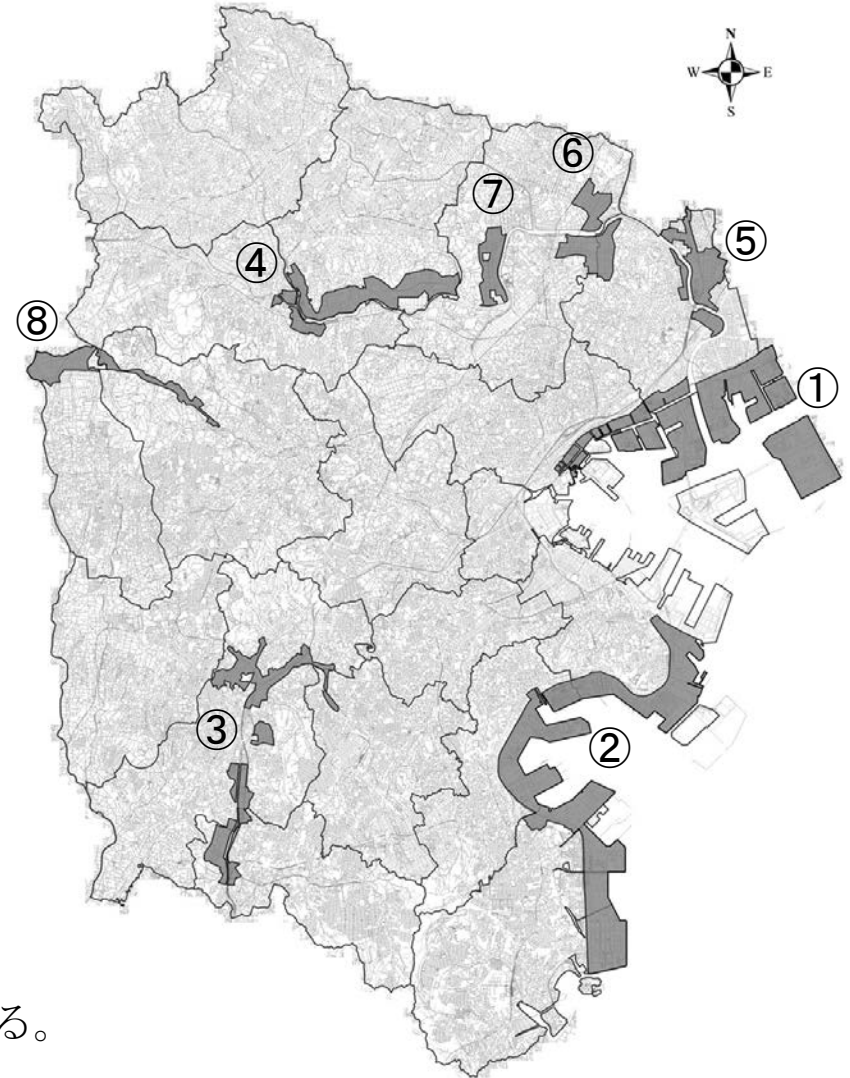


# 対象地域(特定地域)

## 特定地域(工業系)

工業系地域	取得型	テナント型
① 京浜臨海部地域	○	○
② 臨海南部工業地域	○	○
③ 内陸南部工業地域	○	—
④ 内陸北部工業地域	○	—
⑤ 鶴見東部工業地域	○	—
⑥ 鶴見西部・港北東部工業地域	○	—
⑦ 港北中部工業地域	○	—
⑧ 瀬谷・旭工業地域	○	—

追加地域



### 【改正点】

取得型について工業集積地域全域を支援対象とする。

## 縮小・廃止

### 本社・研究所・工場以外の「事務所」に対する支援を廃止

立地を促進する機能を本社・研究所・工場とし、事務所への支援を廃止

### 大企業の最低投資額を50億円に引上げ

本市への定着が見込まれる大規模投資を促進することを明確化し、大企業の最低投資額を引上げ

### 賃貸ビルの助成率の引下げ

賃貸業務ビルの助成率を、10%から8%へ引下げ

# 助成率・上限額

## 特定地域（業務系）

上限50億円

上限20億円

上限10億円

数字は助成率(%)。  
— は支援なし。

<旧>

特定地域 (業務系)	本社	研究所	事務所	賃貸 ビル	観光・MICE
MM21	12%	12%	5%	10%	12%
横浜駅周辺	12%	12%	5%	10%	—
関内周辺	8%	8%	5%	—	—
新横浜都心	8%	8%	5%	—	—
港北ニュータウン	8%	8%	5%	—	—



<新>

特定地域 (業務系)	本社	研究所	事務所	観光・MICE	賃貸 ビル	賃貸型R&D ※	関内 再生
MM21	12%	12%	—	12%	12%	12%	—
横浜駅周辺	12%	12%	—	—	12%	12%	—
関内周辺	12%	12%	—	—	—	12%	12%
新横浜都心	8%	8%	—	—	—	8%	—
港北ニュータウン	8%	8%	—	—	—	8%	—

※ 天井高や床荷重など、研究開発機能が立地するために必要なスペックを備えた賃貸ビル。

# 助成率・上限額

## 特定地域(工業系)

上限20億円

上限10億円

数字は助成率(%)。  
— は支援なし。

<旧>

特定地域 (工業系)	本社	研究所	事務所	工場	賃貸 研究所	賃貸 工場
京浜臨海部	10%	10%*	5%	8%	8%	8%
臨海南部	10%	10%*	5%	8%	8%	8%
内陸南部	8%	8%	5%	8%	8%	8%
内陸北部	8%	8%	5%	8%	8%	8%



\* 環境・エネルギー、医療・健康の分野はプラス2%

<新>

特定地域 (工業系)	本社	研究所	事務所	工場※	賃貸 研究所	賃貸 工場
京浜臨海部	10%	10%	—	10%	10%	10%
臨海南部	10%	10%	—	10%	10%	10%
内陸南部	8%	8%	—	8%	8%	8%
内陸北部	8%	8%	—	8%	8%	8%
追加4地域	8%	8%	—	8%	8%	8%

## 特定地域外の特例

※ マザー工場の場合にはプラス2%

特定地域外の特例 特に高い経済効果等	8%	8%	—	8%	8%	8%
-----------------------	----	----	---	----	----	----

## Ⅲ 新たなテナント型支援の概要

# テナント型支援(認定要件等)の概要

## 1. 認定要件

### (1) 企業立地等の形態

- ① 家屋を賃借して事業所(本社等)を設置
- ② 事業所(本社等)の従業者数が100名以上(※1)

※1 中枢部門と附随部門の合計の従業者数で判断するが、中枢部門が50人以上であること

中枢部門(本社機能)	総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、事業を統括する部門
附随部門	中枢部門に附随する支店・営業所等、データセンタ及びコールセンタ等

- ③ 本社等の設置が下表のいずれかに該当(初本社設置・拡張本社設置)

初本社設置	横浜市内に初めて本社等を設置する
拡張本社設置	市内に本社等のある企業が、一定の要件(※2)を満たして新たに本社等を設置する

※2 ・既存の本社等が特定地域外にある場合 既存本社等の従業者数から「100名以上増加する」こと  
・既存の本社等が特定地域内にある場合 既存本社等の従業者数の「2倍以上、かつ100名以上増加する」こと

### (2) 経常利益の額

- 申請者の経常利益の額が、下表の基準のいずれかを満たす

基準1	申請日の前の事業年度以前の3事業年度の経常利益の額の合計	3億円以上
基準2	申請日の前の事業年度の経常利益の額	1億円以上

# テナント型支援(支援要件等)の概要

## 2. 支援の要件 (従業者数要件)

- 算定の対象となる事業年度(対象事業年度)の末日における条例対象従業者数が100名以上  
※条例対象従業者数が100名未満の場合は軽減しない

## 3. 軽減額

算定基準額	軽減額	<b>算定基準額 = A × B / C</b> ※市内の従業者数(分割基準)に占める条例対象従業者数の割合により税額を按分する  A 対象事業年度の法人市民税法人税割相当額 B 条例対象従業者数 C 対象事業年度の末日における従業員者数(※) ※法人市民税法人税割における分割基準の従業者数
300万円以下	0円	
300万円超、1億円以下	助成金算定基準額	
1億円超	1億円	

# 税軽減への転換の効果

## 1. 支援のタイミング

### (1) 現行制度(助成金)

事業年度末 ⇒ 確定申告・納付 ⇒ 助成金算定に係る報告 ⇒ 交付申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 交付請求  
※3月決算の企業の場合、概ね、事業年度の終了8か月後(11月頃)に交付



### (2) 税軽減を導入した場合

納付の時点で控除



## 2. 手続き(認定事業者)

### (1) 現行制度(助成金)

助成金算定に係る報告(要証憑)、交付申請、交付請求、振込後の会計処理等の手続きが発生

### (2) 税軽減を導入した場合

自ら控除額を算定し、当該額を控除して納税するため、納税後の手続きが不要



## 【参考】これまでのテナント型誘致の実績 - 支援額と効果

### 【テナント型への支援額】※実績ベース(事業開始後の21社)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	累計	1件当たり平均
助成金交付件数	2件(社)	4件(社)	8件(社)	8件(社)	9件(社)	31件	—
助成金交付額	67百万円	71百万円	129百万円	213百万円	294百万円	776百万円	25百万円

### 【テナント型の効果】※実績ベース(事業開始後の21社)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	累計	1社当たり平均
事業開始数 (年度末累計)	11社	12社	16社	20社	21社	—	—
雇用者数 (年度末累計)	3,953人	3,856人	6,604人	7,653人	8,055人	—	384人
市内発注額 (単年度)	9,811 百万円	15,317 百万円	12,368 百万円	10,901 百万円	11,670 百万円	60,067 百万円	2,860 百万円

## 横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例

平成16年3月5日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、企業立地等促進特定地域において固定資産税及び都市計画税の税率の特例並びに助成金の交付の措置を講ずることにより、企業立地等の促進を図り、併せて市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることにより、横浜市経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業立地等促進特定地域 比較的大規模な企業立地等が見込まれ、横浜市経済の活性化を図る上で、緊急かつ重点的に企業立地等を促進すべき地域で別表第1に規定する区域をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる会社をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の者(会社に限る。)で事業を営むものその他規則で定める者をいう。
- (4) 特定事業者 次条第1項の認定の申請をしようとする日の属する事業年度(以下「基準事業年度」という。)の前事業年度以前の3事業年度の経常利益の額(規則で定めるところにより算定した額をいう。以下同じ。)の合計額が300,000,000円以上又は基準事業年度の前事業年度の経常利益の額が100,000,000円以上の中小企業者及び大企業者をいう。
- (5) 外資系企業者 外国会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第2号に規定する外国会社をいう。)が総株主又は総出資者の議決権の3分の1を超える議決権を保有している中小企業者又は大企業者をいう。
- (6) 事業所 事務所、研究所、工場その他これらに類するもの及びこれらに附随した関連施設で規則で定めるものをいう。
- (7) 本社等 規則で定める本社機能等を備えた事務所をいう。
- (8) 研究所 別表第2の指定産業に係る研究開発を行う施設をいう。
- (9) 特定集客施設 博物館、美術館、劇場、ホテルその他の企業立地等促進特定地域への来訪者、滞在者等の増加に効果があると認められる施設(事業所を除く。)で、市長が指定したものをいう。
- (10) 特定賃貸業務ビル 事業所又は事業所及び特定集客施設として賃貸するための家屋で、事業所として賃貸する部分の床面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第388号)第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。以下同じ。)が1,500平方メートル以上である各階の事業所として賃貸する部分の床面積の合計が20,000平方メートル以上であるものをいう。
- (11) 企業立地等 企業立地等促進特定地域において行われる次に掲げる行為をいう。
  - ア 企業立地等促進特定地域ごとに別表第2に定める分野の事業を営む中小企業者及び大企業者が、同表に定めるところにより、固定資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。)のうち、土地を取得し、若しくは賃借し、家屋を取得し、新築し、若しくは増築し、又は償却資産を取得して行う次に掲げる行為
    - (イ) 事業所を設置し、又は拡張すること。
    - (ロ) 特定集客施設を設置すること。
    - (ハ) 事業所として賃貸すること(みなとみらい21地域及び横浜駅周辺地域にあっては、事業所及び特定集客施設として賃貸することを含み、特定賃貸業務ビルの事業所として賃貸する部分の床面積(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分を除く。)の合計の2分の1以上を、横浜市の区域内に事業所を有しない中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもの又は

横浜市の区域内に事業所を有する中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもののうち横浜市の区域内において事業所を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。)

(エ) 事業所の設備を新設し、増設し、又は更新すること。

(オ) 事業所の設備として賃貸すること。

(カ) その他規則で定める行為をすること。

イ 企業立地等促進特定地域（内陸南部工業地域及び内陸北部工業地域を除く。）ごとに別表第2に定める分野（同表に定める自然科学研究に関連する分野で規則で定めるものを除く。）の事業を営む特定事業者が、固定資産のうち家屋を賃借して、規則で定めるところにより本社等を設置すること。

(12) 外資系企業者企業立地等 外資系企業者が行う企業立地等のうち、横浜市の区域内に本社等を設置していない外資系企業者が前号イに掲げる行為を行うことをいう。

(13) 投下資本額 別表第2に定める固定資産の取得に要する費用で、次に掲げるものを控除したものをいう。

ア 国、他の地方公共団体その他公共的団体の補助金、奨励金その他これらに類するもの（神奈川県が企業立地等の促進を目的として交付するものを除く。）の交付の対象となった固定資産の取得に要する費用

イ 第7条の規定による税率の特例の適用を受け、又は第8条の規定による助成金の交付の対象となった固定資産の取得に要する費用

ウ 土地及び家屋の賃借料その他これに類するもの（土地の賃借権に係る権利金を除く。）

エ その他規則で定めるもの

（企業立地等事業計画の認定等）

第3条 中小企業者及び大企業者は、前条第11号アに掲げる行為に係る企業立地等（以下「固定資産取得企業立地等」という。）を行おうとする場合は投下資本額が中小企業者にあつては100,000,000円以上、大企業者にあつては1,000,000,000円以上の固定資産取得企業立地等を行おうとするとき、又は同号イに掲げる行為に係る企業立地等（以下「固定資産賃借企業立地等」という。）を行おうとする場合は、当該企業立地等に係る計画（以下「企業立地等事業計画」という。）を作成し、規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その認定を受けることができる。

2 企業立地等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 企業立地等に係る事業所並びに特定集客施設及び特定賃貸業務ビル並びに設備の概要に関する事項

(2) 企業立地等に係る事業に関する事項

(3) 企業立地等を行う者に関する事項

(4) 企業立地等を行う場所に関する事項

(5) 企業立地等を行う時期に関する事項

(6) 投下資本額及びその調達方法に関する事項（固定資産賃借企業立地等を行うときを除く。）

(7) 企業立地等に係る事業に伴う雇用に関する事項

(8) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の認定の申請があつた場合において、その企業立地等事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 企業立地等が横浜市経済の発展に資すると認められること。

(2) 企業立地等に係る資金計画が当該中小企業者又は当該大企業者の経営の状況に照らして適切であること。

(3) 次に掲げる事項を定めた契約を横浜市と締結していること。

ア 固定資産取得企業立地等を行おうとする中小企業者及び大企業者にあつては企業立地等に係る事業を開始した日から10年を経過する日までの間（当該事業を休止した期間がある場合にあつては、10年に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。）、固定資産賃借企業立地等を行おうとする中小企業者及び大企業者にあつては企業立地等

に係る事業を開始した日から7年（固定資産賃借企業立地等がみなとみらい21地域若しくは横浜駅周辺地域に係るもの又は京浜臨海部地域若しくは臨海南部工業地域に係るもの（別表第2に定める重点産業に係るものに限る。）である場合にあっては、8年。以下同じ。）を経過する日までの間（当該事業を休止した期間がある場合にあっては、7年に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。）における当該企業立地等に係る事業の継続に関する事項

イ 固定資産取得企業立地等を行おうとする中小企業者及び大企業者にあつては、企業立地等に係る事業を開始した日から10年を経過する日までの間に当該事業を廃止した場合における違約金に関する事項

ウ その他市長が必要と認める事項

4 市長は、第1項の認定の申請があつた場合において、当該申請をした者又はその者の代表者若しくは役員が次のいずれかに該当するときは、同項の認定をしないものとする。

(1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号の暴力団

(2) 暴力団排除条例第2条第3号の暴力団員

5 企業立地等事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、規則で定める期間内に、当該企業立地等に係る事業を開始しなければならない。

6 認定事業者は、地球温暖化対策（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第2項に規定する地球温暖化対策をいう。）に配慮して、当該企業立地等を行うよう努めなければならない（固定資産賃借企業立地等を行うときを除く。）。

（認定事業計画の変更）

第4条 認定事業者は、認定を受けた企業立地等事業計画（以下「認定事業計画」という。）の変更（前条第2項第1号から第4号までに掲げる事項の変更（同項第3号に掲げる事項の変更にあつては、同条第3項の規定により認定を受けた外資系企業者が外資系企業者でなくなる場合に限る。）に限る。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の認定を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の認定について準用する。

（承継）

第5条 認定事業者が、当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を譲渡し、又は認定事業者について合併若しくは分割（当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を承継した法人は、その認定事業者の地位を承継することができる。

2 前項の規定により認定事業者の地位の承継を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

3 第3条第3項（第3号に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、前項の承認について準用する。

（企業立地等事業計画の認定の取消し等）

第6条 市長は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 認定事業計画（第4条第1項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従つて企業立地等を行っていないと認めるとき。

(2) 第3条第5項に規定する規則で定める期間内に企業立地等に係る事業を開始していないと認めるとき。

(3) 第14条第1項の規定により当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部の廃止の届出があつたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

2 市長は、認定事業計画が第3条第3項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該認定事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

3 市長は、認定事業者又は認定事業者の代表者若しくは役員が次のいずれかに該当することとなったときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 暴力団排除条例第2条第2号の暴力団
- (2) 暴力団排除条例第2条第3号の暴力団員

(固定資産取得企業立地等に係る固定資産の固定資産税及び都市計画税の税率の特例)

第7条 固定資産取得企業立地等を行う認定事業者（以下「固定資産取得事業者」という。）が、認定事業計画に基づいて取得し、新築し、又は増築した固定資産であつて、当該固定資産取得事業者が所有し、かつ、当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供するものに対して課する固定資産税の税率は、横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第48条の規定にかかわらず、第12条の規定により投下資本額が確定した日の属する年の翌年の1月1日（当該投下資本額が確定した日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税に限り、100分の0.7とする。

2 固定資産取得事業者が、認定事業計画に基づいて取得し、新築し、又は増築した固定資産（土地及び家屋に限る。）であつて、当該固定資産取得事業者が所有し、かつ、当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供するものに対して課する都市計画税の税率は、横浜市市税条例第132条の規定にかかわらず、第12条の規定により投下資本額が確定した日の属する年の翌年の1月1日（当該投下資本額が確定した日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から5年度分の都市計画税に限り、100分の0.15とする。

3 前2項の規定の適用を受けようとする者は、第12条の規定により投下資本額が確定した日の属する年の翌年の1月31日（当該投下資本額が確定した日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月31日）までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 固定資産取得事業者の所在地及び名称
- (2) 土地を取得した場合は、所在、地目、地積、取得年月日及び登記年月日
- (3) 家屋を取得し、新築し、又は増築した場合は、所在、種類、規模、構造、取得価額又は建設費、取得年月日及び登記年月日
- (4) 償却資産（別表第2に規定する償却資産をいう。第8条の3第1項において同じ。）を取得した場合は、所在地、種類、数量、取得価額、取得年月日及び耐用年数
- (5) その他市長が必要と認める事項

4 固定資産取得事業者が第1項の規定による固定資産税の税率の特例又は第2項の規定による都市計画税の税率の特例の適用を受けようとする当該年度の初日の属する年の1月1日に、当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止しているときは、当該1月1日を賦課期日とする年度については、第1項又は第2項の規定は適用しない。

(企業立地等助成金)

第8条 市長は、第12条の規定により確定した投下資本額が中小企業者にあつては500,000,000円以上、大企業者にあつては5,000,000,000円以上となるときは、当該投下資本額に別表第3（認定事業計画が、みなとみらい21地域又は横浜駅周辺地域に係るものである場合にあつては別表第4、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域に係るものである場合にあつては別表第5）に規定する事業所の種類（別表第4にあつては、事業所の種類並びに特定集客施設及び特定賃貸業務ビルの別）ごとの助成率（別表第5にあつては、同表の左欄に掲げる事業所の種類の区分及び同表の中欄に掲げる企業立地等の種類の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる助成率）を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の助成金を規則で定めるところにより分割して、固定資産取得事業者に対して交付することができる。ただし、同一の企業立地等促進特定地域において、同一の中小企業者又は大企業者に対し、別表第6（認定事業計画がみなとみらい21地域又は横浜駅周辺地域に係るもので、かつ、事業所の種類が本社等であるもの又は特定集客施設若しくは特定賃貸業務ビルに係るものである場合にあつては、別表第7）に規定する費用の種類ごとの上限額を超えて交付することはできない。

2 市長は、固定資産賃借企業立地等に係る事業を開始した日の属する事業年度の翌事業年

度開始の日から3年（固定資産賃借企業立地等が、外資系企業者企業立地等以外でみなとみらい21地域若しくは横浜駅周辺地域に係るもの若しくは京浜臨海部地域若しくは臨海南部工業地域に係るもの（別表第2に定める重点産業に係るものに限る。）又は外資系企業者企業立地等で関内周辺地域、新横浜都心地域若しくは港北ニュータウン地域に係るもの若しくは京浜臨海部地域若しくは臨海南部工業地域に係るもの（別表第2に定める製造業で規則で定めるものに係るものに限る。）である場合にあっては4年、外資系企業者企業立地等でみなとみらい21地域若しくは横浜駅周辺地域に係るもの又は京浜臨海部地域若しくは臨海南部工業地域に係るもの（別表第2に定める重点産業に係るものに限る。）である場合にあっては5年）を経過する日までの間（以下「対象期間」という。）を開始する各事業年度（以下「対象事業年度」という。）について、それぞれ別表第8の規定により算定する助成金算定基準額ごとの助成金を固定資産賃借企業立地等を行う認定事業者（以下「固定資産賃借事業者」という。）に対して交付することができる。

- 3 前2項の助成金の交付を受けようとする者は、毎年度、市長が指定する期日（以下「期日」という。）までに、市長に申請しなければならない。ただし、当該助成金の交付を受けようとする者が当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止しているときは、申請することができない。
- 4 市長は、前項の申請に係る企業立地等が認定事業計画に基づくものであると認めるときは、予算の範囲内において、当該年度に交付する第1項又は第2項の助成金の額を決定するものとする。
- 5 市長は、前項の決定に条件を付けることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、第1項及び第2項の助成金の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条の2 市長は、認定事業者が当該企業立地等に係る事業を開始した日の1年前の日（企業立地等事業計画を提出した日が当該企業立地等に係る事業を開始した日の1年前の日より後の日であるときは、企業立地等事業計画を提出した日。以下「起算日」という。）から3年を経過した日の属する事業年度の末日（以下「基準日」という。）において当該認定事業者が雇用する者（基準日において横浜市の区域内に住所を有する者に限る。）のうち、起算日から基準日までの間に雇用した者及び横浜市の区域内に住所を有することとなった者で規則で定めるもの（以下「市民雇用者」という。）の人数に応じて、別表第9に規定する助成金を当該認定事業者に対して交付することができる。ただし、当該認定事業者が期日までに当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止したときは、この限りでない。

- 2 前項の助成金の交付を受けようとする者は、市民雇用者の人数を期日までに、市長に報告しなければならない。
- 3 第1項の助成金の交付を受けようとする者は、期日までに市長に申請しなければならない。
- 4 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の助成金について準用する。この場合において、同条第4項中「に係る企業立地等が認定事業計画に基づく」とあるのは、「が第8条の2第1項の規定に適合する」と読み替えるものとする。

第8条の3 市長は、第12条の規定により確定した固定資産取得事業者に係る投下資本額のうち、家屋の新築及び増築並びに償却資産の取得に係る費用が次のいずれにも該当するときは、当該費用の100分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の助成金を当該固定資産取得事業者に対して交付することができる。ただし、当該固定資産取得事業者が期日までに当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止したときは、この限りでない。

- (1) 当該費用のうち規則で定める市内事業者に発注した額が当該費用の100分の50に相当する額を超えていること。
  - (2) 当該費用のうち規則で定める市内事業者に発注した額が、固定資産取得事業者が中小企業者にあつては100,000,000円以上、大企業者にあつては1,000,000,000円以上であること。
- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の助成金について準用する。この場合において、

同条第4項において準用する第8条第4項中「第8条の2第1項」とあるのは、「第8条の3第1項」と読み替えるものとする。

(状況報告)

第9条 認定事業者は、規則で定めるところにより、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(固定資産取得企業立地等の投下資本額の報告)

第10条 固定資産取得事業者は、固定資産取得企業立地等が終了したときは、規則で定めるところにより、投下資本額を市長に報告しなければならない。

(固定資産賃借企業立地等に係る市民税法人税割額の報告)

第11条 固定資産賃借事業者は、第8条第4項の規定による交付の決定後、対象事業年度の市民税の法人税割額(以下「市民税法人税割額」という。)を減額する更正を受けたときは、当該更正後の市民税法人税割額を市長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第12条 市長は、第10条の報告を受けたときは、その報告に係る投下資本額を審査し、かつ、その投下資本額が認定事業計画に適合するものであるかどうかを調査することにより、当該投下資本額を確定した上で、交付すべき第8条第1項の助成金の額を確定し、当該固定資産取得事業者に通知しなければならない。この場合において、交付すべき当該助成金の額は、第3条第1項の認定を受けた企業立地等事業計画に記載された同条第2項第6号に掲げる投下資本額に別表第3(認定事業計画がみなとみらい21地域又は横浜駅周辺地域に係るものである場合にあっては別表第4、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域に係るものである場合にあっては別表第5)に規定する事業所の種類(別表第4にあっては、事業所の種類並びに特定集客施設及び特定賃貸業務ビルの別)ごとの助成率(別表第5にあっては、同表の左欄に掲げる事業所の種類の区分及び同表の中欄に掲げる企業立地等の種類の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる助成率)を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を超えないものとする。

(企業立地等に係る事業の継続義務)

第13条 削除

(企業立地等又は企業立地等に係る事業の休止又は廃止)

第14条 固定資産取得事業者にあっては企業立地等に係る事業を開始した日から10年を経過する日までの間において、固定資産賃借事業者にあっては企業立地等に係る事業を開始した日から7年を経過する日までの間において、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定事業者は、規則で定める期間を超えて企業立地等又は企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(交付の決定の取消し)

第15条 市長は、第8条から第8条の3までの助成金の交付を受けた認定事業者が次のいずれかに該当するときは、第8条第4項(第8条の2第4項及び第8条の3第2項において準用する第8条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条の規定により認定を取り消されたとき。

(2) 第8条第5項(第8条の2第4項及び第8条の3第2項において準用する第8条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 対象事業年度の市民税法人税割額を減額する更正を受けたとき。

(4) 虚偽その他の不正の行為により、当該助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、当該助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(立入検査等)

第17条 市長は、第8条から第8条の3までの助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、認定事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事業所若しくは特定集客施設若しくは特定賃貸業務ビルに立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行し、平成30年3月31日までに企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用する。

附 則 (平成17年3月条例第58号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の規定は、平成16年11月9日以降に横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用する。

附 則 (平成17年12月条例第123号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年2月条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例(以下「新条例」という。)の規定(第6条第1項の規定を除く。)は、この条例の施行の日以後に新条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年2月条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例(以下「新条例」という。)の規定(新条例第5条第3項及び第6条第3項の規定を除く。)



は、この条例の施行の日以後に新条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年9月条例第51号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請する者について適用し、同日前に同項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者については、なお従前の例による。

別表第1（第2条第1号）

名 称	区 域
みなとみらい21地域	西区及び中区の区域のうち、市長が告示する区域
横浜駅周辺地域	神奈川区及び西区の区域のうち、市長が告示する区域
関内周辺地域	中区の区域のうち、市長が告示する区域
新横浜都心地域	港北区の区域のうち、市長が告示する区域
港北ニュータウン地域	都筑区の区域のうち、市長が告示する区域
京浜臨海部地域	鶴見区及び神奈川区の区域のうち、市長が告示する区域
臨海南部工業地域	中区、磯子区及び金沢区の区域のうち、市長が告示する区域
内陸南部工業地域	港南区、戸塚区及び栄区の区域のうち、市長が告示する区域
内陸北部工業地域	緑区及び都筑区の区域のうち、市長が告示する区域

別表第2（第2条第8号、第11号及び第13号、第3条第3項第3号ア、第7条第3項第4号、第8条第2項）

企業立地等促進特定地域	事業の分野	固定資産の取得
みなとみらい21地域	すべての分野	<p>1 事業所を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産(規則で定めるものに限る。以下同じ。)を取得すること。</p> <p>3 事業所又は事業所及び特定集客施設として特定賃貸業務ビルを賃貸する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>4 3に掲げる固定資産の取得に併せて、特定賃貸業務ビルの設備として賃貸する目的で、償却資産を取得すること。</p> <p>5 特定集客施設を設置する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築するこ</p>

		<p>と。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築すること。</p> <p>6 5に掲げる固定資産の取得に併せて、特定集客施設の設備を新設する目的で、償却資産を取得すること。</p>
横浜駅周辺地域	すべての分野	<p>1 事業所を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。</p> <p>3 事業所又は事業所及び特定集客施設として特定賃貸業務ビルを賃貸する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>4 3に掲げる固定資産の取得に併せて、特定賃貸業務ビルの設備として賃貸する目的で、償却資産を取得すること。</p>
関内周辺地域、新横浜都心地域及び港北ニュータウン地域	すべての分野	<p>1 事業所を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。</p>

<p>京浜臨海部地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域及び内陸北部工業地域</p>	<p>環境・エネルギー及び医療・健康に関連する分野で規則で定めるもの（以下「重点産業」という。）並びに自然科学研究に関連する分野で規則で定めるもの並びに製造業で規則で定めるもの（以下これらを総称して「指定産業」という。）</p>	<p>1 中小企業者が事業所を設置し、又は拡張する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。</p>
		<p>中小企業者が事業所の設備を新設し、増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、償却資産を取得すること。</p>
		<p>1 大企業者が本社等又は研究所を設置し、又は拡張する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、本社等又は研究所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。</p> <p>3 大企業者が事務所（本社等を除く。）又は工場を設置し、又は拡張する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に重点産業の事業の用に供する家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>4 3に掲げる固定資産の取得に併せて、事務所（本社等を除く。）又は工場の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。</p>

		大企業者が重点産業の事業の用に供する研究所又は工場の設備を新設し、増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、償却資産を取得すること。
	すべての分野	<p>1 指定産業の研究所又は工場として賃貸する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、指定産業の研究所又は工場の設備として賃貸する目的で、償却資産を取得すること。</p>

別表第3（第8条第1項、第12条）

事業所の種類	助成率
本社等、研究所及び工場	8パーセント
本社等、研究所及び工場以外の事業所	5パーセント

別表第4（第8条第1項、第12条）

事業所の種類並びに特定集客施設及び特定賃貸業務ビルの別	助成率
本社等及び特定集客施設	12パーセント
特定賃貸業務ビル	10パーセント
工場	8パーセント
本社等及び工場以外の事業所	5パーセント

備考

特定賃貸業務ビルを賃貸することを目的とする企業立地等に係る助成金の助成率については、事業所として賃貸する部分の当該事業所の種類にかかわらず、特定賃貸業務ビルの助成率を適用する。

別表第5（第8条第1項、第12条）

事業所の種類	企業立地等の種類	助成率
重点産業の研究所	第2条第11号ア(ア)及び(エ)に掲げる行為	12パーセント
本社等及び重点産業の研究所以外の研究所		10パーセント
研究所	第2条第11号ア(ウ)及び(オ)に掲げる行為	8パーセント
工場	第2条第11号ア(ア)、(ウ)、(エ)及び(オ)に掲げる行為	
本社等、研究所及び工場以外の事業所	第2条第11号ア(ア)及び(エ)に掲げる行為	5パーセント

別表第6（第8条第1項）

費用の種類	上限額
投下資本額に係る土地の取得及び賃借に係る費用	1,000,000,000円
投下資本額に係る家屋の新築、増築及び取得並びに償却資産の取得に係る費用	1,000,000,000円

別表第7（第8条第1項）

費用の種類	上限額
投下資本額に係る土地の取得及び賃借に係る費用	1,000,000,000円
投下資本額に係る家屋の新築、増築及び取得並びに償却資産の取得に係る費用	4,000,000,000円

別表第8（第8条第2項）

助成金算定基準額ごとの助成金の額の算定方法は、次に定めるとおりとする。

- 1 助成金算定基準額は、次の各号に掲げる固定資産賃借事業者ごとに、当該各号に掲げる式により算定した額とする。

- (1) 事業年度を1年とする固定資産賃借事業者

$$\text{助成金算定基準額} = \frac{A \times C}{B}$$

- (2) 事業年度の期間が1年未満又は1年を超える固定資産賃借事業者

$$\text{助成金算定基準額} = \frac{12 \times A \times C}{B \times D}$$

- 2 前項第1号の固定資産賃借事業者に対して交付することができる助成金の額は、次の表の当該固定資産賃借事業者の同号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額とする。

助成金算定基準額	金額
3,000,000円以下	0円
3,000,001円以上 10,000,000円以下	助成金算定基準額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額
100,000,001円以上	100,000,000円

- 3 第1項第2号の固定資産賃借事業者に対して交付することができる助成金の額は、前項の表の当該固定資産賃借事業者の第1項第2号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額を12で除し、これに当該固定資産賃借事業者の事業年度の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。以下同じ。）を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下同じ。）とする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、対象期間の末日後に終了する対象事業年度について交付することができる助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第1項第1号の固定資産賃借事業者にあつては、第2項の規定により算定した金額を12で除し、これに当該対象事業年度開始の日から対象期間の末日までの月数を乗じて得た額とする。

- (2) 第1項第2号の固定資産賃借事業者にあつては、第2項の表の当該固定資産賃借事業者の第1項第2号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額を12で除し、これに当該対象事業年度開始の日から対象期間の末日までの月数を乗じて得た額とする。

備考

- 1 「A」とは、当該固定資産賃借事業者の確定申告に係る市民税法人税割額（当該市民税法人税割額を減額する更正を受けた場合にあっては、当該更正後の市民税法人税割額）をいう。

- 2 「B」とは、当該固定資産貸借事業者の横浜市の区域内の事業所の従業者数をいう。
- 3 「C」とは、当該固定資産貸借事業者の横浜市の区域内の本社等の従業者数のうち市長が定める従業者数をいう。
- 4 「D」とは、当該固定資産貸借事業者の事業年度の月数をいう。

別表第9（第8条の2第1項）

市民雇用者数		金額
1人以上	9人以下	500,000円
10人以上	19人以下	5,000,000円
20人以上	29人以下	10,000,000円
30人以上	39人以下	15,000,000円
40人以上	49人以下	20,000,000円
50人以上	59人以下	25,000,000円
60人以上	69人以下	30,000,000円
70人以上	79人以下	35,000,000円
80人以上	89人以下	40,000,000円
90人以上	99人以下	45,000,000円
100人以上		50,000,000円

## 横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則

平成16年4月1日則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（平成16年3月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、この規則において定めるもののほか、条例の例による。

(大企業者)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合
- (3) 中小企業者以外の者で事業を営むもの（法人税法第2条第3号に規定する内国法人に限る。）の属する企業集団（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第1項第2号に規定する企業集団及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。）に属する会社
- (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第7項に規定する特別目的会社
- (5) 法人税法第66条第6項第2号イに規定する法人（同法第2条第4号に規定する外国法人に限る。）との間に当該法人による完全支配関係（同条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。）がある会社

(経常利益の額)

第4条 条例第2条第4号の経常利益の額は、事業年度を1年とする中小企業者及び大企業者にあつては当該事業年度の経常利益の額とし、事業年度の期間が1年未満又は1年を超える中小企業者及び大企業者にあつては当該事業年度の経常利益の額に12を乗じてこれを当該事業年度の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。）で除して得た額とする。

第5条及び第6条 削除

(関連施設)

第7条 条例第2条第6号の規則で定める関連施設は、事務所、研究所、工場その他これらに類するものに附随した展示施設、倉庫その他これらに類する施設（当該事務所、研究所、工場その他これらに類するものの床面積を超えないものに限る。）とする。

(本社機能等)

第8条 条例第2条第7号の規則で定める本社機能等は、中小企業者及び大企業者の総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、事業を統括する部門その他のこれらに類する部門及びこれらに附随する部門で、市長が定めるものとする。

(対象となる企業立地等)

第9条 条例第2条第11号ア<sup>㊦</sup>及び条例別表第2の規則で定める行為は、みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域及び港北ニュータウン地域において、当該中小企業者又は当該大企業者の関係会社（当該中小企業者又は当該大企業者が、財務諸表等規則第5条第1項第1号の財務諸表提出会社である場合における財務諸表等規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対して、当該関係会社の事業所として賃貸することとする。

(本社等の設置)

第10条 条例第2条第11号イの規定による本社等の設置は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 横浜市の区域内に本社等を設置していない特定事業者が、市長が定めるところにより本社等を設置する場合
- (2) 横浜市の区域内に本社等を設置している特定事業者が本社等を設置する場合であつて、



市長が定めるところによりこれらの本社等の従業者数を増加するとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、同項に掲げる場合から除くものとする。
  - (1) 中小企業者又は大企業者が前条の規定により当該中小企業者又は当該大企業者の関係会社の事業所として賃貸する条例第3条第3項の認定を受けた企業立地等事業計画に係る家屋について、当該関係会社が本社等を設置する場合
  - (2) 中小企業者又は大企業者が条例第3条第3項の認定を受けた企業立地等事業計画に係る設備を新設し、増設し、又は第25条に定めるところにより更新する事業所において、本社等を設置する場合  
(投下資本額から控除する費用)

第11条 条例第2条第13号エの規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 企業集団に属する中小企業者又は大企業者の間で取引等が行われた条例別表第2に規定する固定資産の取得（土地を取得し、若しくは賃借し、家屋を取得し、又は償却資産を取得する場合に限る。次号及び第3号において同じ。）に要する費用
- (2) 中小企業者又は大企業者と当該中小企業者又は当該大企業者の関係会社との間で取引等が行われた条例別表第2に規定する固定資産の取得に要する費用
- (3) 第3条第4号に規定する特別目的会社と当該特別目的会社に出資する一般社団法人及びこれに準ずるものに対して基金を拠出し、又は出資した会社との間で取引等が行われた条例別表第2に規定する固定資産の取得に要する費用

(企業立地等事業計画の提出)

第12条 条例第3条第1項の認定を受けようとする者は、固定資産取得企業立地等を行おうとする場合は条例別表第2に規定する固定資産の取得のための契約（以下「固定資産取得契約」という。）の締結（これに類するものを含む。以下同じ。）の日の6箇月前から当該固定資産取得契約の締結の日の前日までに、固定資産賃借企業立地等を行おうとする場合は固定資産のうち家屋の賃借のための契約（以下「固定資産賃借契約」という。）の締結（これに類するものを含む。以下同じ。）の日の6箇月前から当該固定資産賃借契約の締結の日の前日までに、企業立地等事業計画を提出しなければならない。

(企業立地等に係る事業の開始)

第13条 条例第3条第5項の規則で定める期間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(認定事業計画の変更)

第14条 条例第4条第1項の規定により、認定を受けた企業立地等事業計画の変更をしようとするときは、当該変更の内容を記載した書類を提出しなければならない。

(承継の申請)

第15条 条例第5条第2項の規定による承認を受けようとする者は、承継理由及び承継年月日を記載した書面に当該承継を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(企業立地等助成金の交付)

第16条 条例第8条第1項の助成金は、同条第3項の規定による最初の申請があった日の属する年度から10回以内に分割して、毎年度（当該助成金の交付を受けようとする者が同項ただし書の規定によりその申請をすることができなかつた場合にあっては、その年度を除く。）1回交付するものとする。

- 2 固定資産取得事業者が行う条例第8条第3項及び条例第8条の3第2項において準用する条例第8条の2第3項の規定による申請は、条例第12条の規定により投下資本額が確定した日以降に行わなければならない。
- 3 認定事業者が行う条例第8条の2第3項の規定による申請は、同条第2項の規定による報告をした日以降に行わなければならない。

(市民雇用者)

第17条 条例第8条の2第1項の規則で定めるものは、当該企業立地等に係る事業に従事する者であつて、次に掲げるものとする。

- (1) 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号に規定する労働契約（以下「労働契約」という。）の期間の定めがなく雇用されている者

(2) 労働契約の期間又は連続した労働契約の期間の合計が1年を超えて雇用されている者であって、基準日以降も引き続き雇用されているもの。ただし、短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者をいう。）である者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、複数の企業立地等に係る事業を行う中小企業者又は大企業者が雇用する者のうち、当該事業のいずれか一の事業に従事する者で、条例第8条の2第2項の規定により市民雇用者として報告の対象となったものは、当該一の事業とは別の企業立地等に係る事業に従事する市民雇用者として同項の規定により報告の対象となる者に含まないものとする。

（市内事業者）

第18条 条例第8条の3第1項各号の規則で定める市内事業者は、横浜市の区域内に主たる事務所を有する者とする。

（状況報告）

第19条 条例第9条の規定による報告は、固定資産取得事業者にあつては企業立地等事業計画の認定を受けた日の属する年の翌年から企業立地等に係る事業を開始した日から10年（条例第8条第1項の助成金の交付を受けようとする者が同条第3項ただし書の規定によりその申請をすることができなかった年度がある場合にあつては、その年度の数に相当する年数を10年に加えた年数）を経過する日の属する年までの間において、固定資産賃借事業者にあつては企業立地等事業計画の認定を受けた日の属する年の翌年から企業立地等に係る事業を開始した日から7年（条例第8条第2項の助成金の交付を受けようとする者が同条第3項ただし書の規定によりその申請をすることができなかった年度がある場合にあつては、その年度の数に相当する年数を7年に加えた年数）を経過する日の属する年までの間において、それぞれ毎年1月1日から1月31日までの間にその前年の状況について行わなければならない。

2 固定資産賃借企業立地等がみなとみらい21地域若しくは横浜駅周辺地域に係るもの又は京浜臨海部地域若しくは臨海南部工業地域に係るもの（条例別表第2に定める重点産業に係るものに限る。）である場合における前項の規定の適用については、同項中「7年」とあるのは、「8年」とする。

（投下資本額の報告）

第20条 条例第10条の規定による報告は、固定資産取得企業立地等が終了した後、遅滞なく、投下資本額を記載した書面に当該投下資本額を証明する書類を添えて行わなければならない。

（休止の期間）

第21条 条例第14条第2項の規則で定める期間は、6箇月とする。ただし、固定資産取得企業立地等に係る事業が事業所として賃貸することである場合は、1年とする。

（対象となる事業の分野）

第22条 条例別表第2の環境・エネルギー、医療・健康及び自然科学研究に関連する分野で規則で定めるものは、別表第2のとおりとする。

（対象となる製造業）

第23条 条例別表第2の製造業で規則で定めるものは、日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第28条第3項の規定により総務大臣が公示したものをいう。）に掲げる製造業とする。

（償却資産の取得）

第24条 条例別表第2の規則で定める償却資産は、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定するもので市長が定めるものとする。ただし、条例第3条第3項の認定を受けた企業立地等事業計画（条例第2条第11号イに掲げる行為に係る企業立地等事業計画に限る。）に係る事業所において設備を新設し、増設し、又は次条に定めるところにより更新する目的で取得するものを除く。

（事業所の設備の更新）

第25条 条例別表第2の規則で定める更新は、研究開発の成果又は技術革新による新商品の

生産等を行うための更新とする。

(委任)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、経済局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年1月規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例(平成16年3月横浜市条例第2号)第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者及び同条例第4条第1項の規定により認定事業計画の変更を申請した者について適用する。

附 則 (平成18年3月規則第84号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月規則第58号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例(平成16年3月横浜市条例第2号)第3条第3項の規定による企業立地等事業計画の認定及び第4条第2項において準用する第3条第3項の規定による企業立地等事業計画の変更の認定について適用する。

附 則 (平成20年11月規則第99号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2号の改正規定は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月規則第48号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月規則第38号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成23年5月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月規則第42号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月規則第45号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第13条）

固定資産の取得又は企業立地等の方法	期 間
1 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得する場合 2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、償却資産を取得する場合	企業立地等事業計画の認定を受けた日から7年を経過する日まで
1 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築する場合 2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、償却資産を取得する場合	企業立地等事業計画の認定を受けた日から5年を経過する日まで
償却資産を取得する場合	企業立地等事業計画の認定を受けた日から3年を経過する日まで
家屋を賃借して、本社等を設置する場合	企業立地等事業計画の認定を受けた日から3年を経過する日まで

別表第2（第22条）

分 野	対 象 事 業
環境・エネルギー関連分野	環境への負荷の低減に資する素材、部材又は製品に係る技術及び新エネルギー等の技術を利用する事業のうち市長が指定するもの
医療・健康関連分野	医療・健康に関連する分野でのバイオテクノロジーその他の高度な技術を利用する事業のうち市長が指定するもの
自然科学研究関連分野	製品開発、技術開発又は試験等に係る研究